

あま市人権施策の基本的在り方及び人権尊重のまちづくり条例（仮称）
の制定に向けた基本的考え方について

（提 言）

平成23年11月17日

あま市人権施策推進懇話会

目 次

1	はじめに	1
2	人権施策の基本的在り方について	2
	（1）人権とは	2
	（2）人権施策の基本的在り方に関する背景	2
	（3）基本理念	2
	（4）基本目標	3
	（5）施策の体系	4
3	人権尊重のまちづくり条例（仮称）の制定 に向けた基本的考え方について	5
	（1）条例の内容 条例の名称、前文、目的、定義、責務、人権施策基本方針、 調査等の実施、推進体制の充実、審議会の設置	5
	（2）条例の概念図	10
	（3）あま市人権尊重のまちづくり条例（仮称）素案	11
4	参考資料	
	（1）あま市人権施策推進懇話会での意見	13
	（2）あま市人権施策推進懇話会 検討経過	14
	（3）あま市人権施策推進懇話会 委員名簿	14

1 はじめに

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。また、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されている。」このことは世界人権宣言及び日本国憲法の基本理念とするところです。

しかし、いまだ、物質的な豊かさのみを追い求め、心の豊かさが大切にされない風潮や、他人への思いやりの心が薄れ、自己の権利のみを主張するといった傾向が見受けられ、このような状況が様々な人権侵害を発生させる大きな要因の一つとなっています。

そこで、21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、人権を尊重することの重要性や、相手を思いやる心の大切さを市民一人ひとりに訴え、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に向けて取り組んでいかななくてはなりません。

あま市が誕生して、はや1年半が過ぎましたが、この間の人権施策は旧甚目寺町の施策が引き継がれ、平成23年1月には「人権に関する市民意識調査」が実施されました。また、本懇話会は平成23年4月にあま市長から委嘱を受けて発足し、「あま市人権施策の基本的在り方及び人権尊重のまちづくり条例（仮称）の制定に向けた基本的考え方について」の諮問を受けました。その後、4回にわたる会議の中で、人権尊重のまちづくり市民ワークショップの意見などを踏まえながら、人権を取り巻く現状や課題、人権課題の対応及び方向性など、あま市における人権施策について議論してきました。

本懇話会は、思いやり、支え合う豊かな人間関係によって築かれた、自由、平等で公正な社会を創りあげていくには、市民と行政が共に協働して進める必要があると考えます。

この提言の趣旨が十分活かされ、あま市にふさわしい「人権尊重のまちづくり条例（仮称）」が定められ、今後のあま市の人権施策が推進されることを強く期待します。

平成23年11月17日

あま市人権施策推進懇話会

座長 鈴木 正夫

2 人権施策の基本的在り方について

(1) 人権とは

「人権」とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもの、日常のおもいやりの心によって守られるものです。

しかし、私たちのまわりには「偏見」や「いじめ」、「差別」といった人権に関わる様々な問題があり、さらには、情報化の進展など社会情勢の変化により、インターネットを悪用した中傷など、新たな課題も発生しています。

(2) 人権施策の基本的在り方に関する背景

国際連合は、世界平和と安全の維持を主たる目的に昭和 20 年（1945 年）10 月 24 日に設立されました。昭和 23 年（1948 年）12 月 10 日には、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進のために「世界人権宣言」が採択されました。我が国においても、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法が昭和 22 年（1947 年）に施行され、その憲法の下で、国政の全般にわたり人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。

このような中、本市においても、あま市人権に関する市民意識調査や市民ワークショップの意見を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定された国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び、愛知県の「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」の趣旨に基づき、あま市として人権施策の基本的な在り方を示し、人権が尊重される社会をつくり上げなければなりません。

(3) 基本理念

いつでもどこでも人権が大切にされ、誰もが喜びと生きがいを感じられる、信頼、助けあい、そして思いやりにあふれた人権尊重のまちづくりを目指します。

私たち一人ひとりの人権は、全ての人に平等に保障されていますが、自分の人権を主張するだけでは他の人の権利を侵害することもあります。

人は社会の中で、多くの人々とのつながりや相互依存によって生きており、全ての人々が平和で豊かな社会を享有するためには、市民一人ひとりがお互いの違いを認めあい、思いやり、ともに助けあうことが必要です。

そのためには、市民一人ひとりが、いつでもどこでも人権を大切にする豊かな感性を身につけ、思いやりにあふれた高い人権意識をもって行動していくことが大切です。

このように、一人ひとりが互いの人権を尊重することで、暮らしの中で喜びと生きがいを実感できる社会が実現されると考えます。

(4) 基本目標

① 自尊感情を持って生きる

自尊感情とは、自分がかげがえのない大切な存在であるという気持ちのことです。市民一人ひとりが、自分らしさに自信を持ち、自分を価値あるものとして考え、誇りと自信をもっていきいきと生活できる社会が求められています。自分自身を尊ぶ精神を持つことではじめて、他の人も自分と同様に大切な存在であるという理解することが可能となります。

誰もが多様な人生の可能性の中から、自分に最もふさわしい生き方を主体的に選択し、自分らしく生きるとともに、地域の中で自立して生活できる社会をめざします。

② 一人ひとりの人権を尊重する

人権の尊重とは、市民一人ひとりが多様な価値観や考え方に基づいて生活しているという現実の中で、お互いがそれぞれの生き方や個性を認めあっていくことです。

一人ひとりが自立した存在として尊厳が保たれ、個人の自由が確保された平等社会の中で個性と能力が十分発揮できる差別や偏見のない地域社会づくりを推進します。

③ 人権感覚を醸成する

お互いの人権を認め合う社会をつくるためには、市民一人ひとりが人権問題への理解を深め、相手の人権についての鋭敏な感性を身につけていくことが大切です。そのため、家庭、学校、地域、職場など、さまざまな場を通じて、研修、普及、広報、情報提供など、多様な学習機会の提供の充実を図ることが重要です。

こうした取り組みを通じ、人権に関する基本的な知識や考え方を身につけ、日常の暮らしのなかに人権尊重の意識が定着していくよう、人権感覚の醸成をめざします。

④ みんなの協働による取り組み

市民一人ひとりの人権を擁護するためには、市民一人ひとりが人権意識を高めることとともに、啓発活動から相談・支援まで、行政をはじめとして、人権擁護委員、民生委員・児童委員、学校、保育所・幼稚園、児童相談所、警察、各種相談機関や人権に関する問題に取り組む各種関係団体等が、互いに連携を強化していくことが重要です。

あらゆる人権問題は、すべての市民が協力して取り組むべき課題であるとの認識に立って、市民、事業所、行政の協働による人権尊重のまちづくりを推進します。

⑤ 共生社会をめざす

さまざまな人の存在を前提として、お互いの異なる考え方や生き方を認め合うことが、人権尊重の基本です。地域の現状や課題を把握した上で、何を優先させるのかを市民の皆様の参画で、選択していかなければなりません。市民の皆様と共に知恵を出し合い、それぞれが持つ文化や価値観、個性の違いを認め合い、多様性を尊重しながらともに生きていくことのできる社会が求められています。

お互いがそれぞれの価値観・個性を尊重する人権意識の高いまちを共に創り上げます。

(5) 施策の体系

あらゆる差別や偏見を解消し、市民、事業所、行政が一体となり、いつでもどこでも人権が大切にされ、誰もが喜びと生きがいを感じられる、信頼、助けあい、そして思いやりにあふれた人権尊重のまちづくりを目指し、5つの基本目標をもとに、様々な場を通じた人権教育・啓発の推進と、個々の重要課題への対応としての取り組みを展開します。

《基本理念》

いつでもどこでも人権が大切にされ、誰もが喜びと生きがいを感じられる、信頼、助けあい、そして思いやりにあふれた人権尊重のまちづくり

《基本目標》

- ① 自尊感情を持って生きる
- ② 一人ひとりの人権が尊重される
- ③ 人権感覚を醸成する
- ④ みんなの協働による取り組み
- ⑤ 共生社会をめざす

《取り組み》

《様々な場を通じた人権教育・啓発の推進》

- 1 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進
- 2 学校等における人権教育・啓発の推進
- 3 職場における人権教育・啓発の推進



《重要課題への対応》

- 1 女性
 - 性別にとらわれず個々の価値観にあった生き方ができる環境づくり
 - 女性に対する暴力の根絶と被害者支援
 - 人権としての性の尊重と健康支援
 - 女性のエンパワメント
- 2 子ども
 - 子どもの権利に関する意識の向上
 - 児童虐待の根絶と被害児童支援
 - 子どもが安全に楽しく生きることができる環境づくり
- 3 高齢者
 - 高齢者に対する理解の普及
 - 利用者本位の福祉サービスの提供
 - 培ってきた経験や知識、能力を発揮できる環境づくり
 - 権利擁護の充実
 - ユニバーサルデザインによるまちづくり
- 4 障がいのある人
 - 障がいに対する理解の普及
 - 地域における自立・社会参加の支援
 - ユニバーサルデザインによるまちづくり
 - 障がい児教育の充実
 - 権利擁護の充実
- 5 同和問題
 - 人権同和教育の推進
 - 啓発の推進
 - 人権侵害事案への対応
 - 「えせ同和行為」の排除
- 6 外国人
 - 多文化共生教育の推進
 - 在住外国人への生活支援の充実
 - 在住外国人児童生徒への教育体制の充実
- 7 HIV感染者・ハンセン病患者等
 - 感染症に対する正しい理解の普及
 - 人権侵害に対する相談・支援体制の充実
- 8 インターネットによる人権問題
- 9 さまざまな人権

3 「あま市人権尊重のまちづくり条例」（仮称）の制定に向けた基本的考え方について

（１）条例の内容

条例の名称について

この条例は、市と市民及び事業者が、それぞれの立場で役割を果たし、より意欲的に人権尊重の社会の実現に寄与することを目指して取組んでいくものであることから、「人権尊重のまちづくり」という言葉をキーワードにすることが妥当であると考えます。

なお、ワークショップ等では条例にふさわしいキャッチフレーズとして「その人がその人らしく心地よく住み続ける支えあいのまちづくり」、「人権、聞こう語ろう みんなで」、「思いやりの心でやさしいまち」、「思いやりあふれる あま」、「人権都市あま」などの意見がありました。

（ 補 足 ）

条例とは

日本国憲法第94条により付与された自治立法権に基づいて、地方公共団体が国家法とは別に定められ、地方公共団体が制定する自治法で、法律の範囲内で制定されるものです。

条例の主旨

すべての市民及び事業者が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、一人ひとりが「人権の意義」や、「人権の尊重」、「人権の共存協働」の重要性について理解を深めることとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが必要です。

そこで、人権が尊重されるまちづくりについて、市、市民及び事業者の「決意」や「責務」を明らかにするとともに、人権が尊重されるまちづくりを推進するための基本となる事項を定め、すべての人の人権が真に尊重される社会の実現を目指すことを目的に条例として制定すること。

条例の性格

この条例は、世界人権宣言や基本的人権を保障した日本国憲法の精神に従い、人権の共存が図れるよう、市と市民及び事業者の協働にもとづき、誰がどんな役割を担い、どのような方法で取組んでいくかを明らかにした条例とします。

条例の位置づけ

- 1 「世界人権宣言」や「日本国憲法」の基本理念、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等の趣旨を踏まえるものです。
- 2 人権尊重の普及高揚を図るための基本理念として、市の所管する各種人権施策の底流をなすものです。

前文について

「前文」については、旧七宝・美和・甚目寺の3町が合併して「あま市」が誕生し、人権施策において市全体での取り組む意気込みと、制定への想いや理念を表す必要性が認められるために、設けた方がよいと考えます。

前文の中身としては、世界人権宣言・日本国憲法の理念をもとに、条例制定の想いや人権尊重について長年にわたり培ってきた旧甚目寺町の施策（人権尊重のまち宣言文）を盛り込み、人権尊重の社会の重要性について市民一人ひとりが理解を深めることができる内容のものにする必要があります。

前文については次の事項を盛り込むことを提言します。

- 「世界人権宣言」及び「日本国憲法」の理念や日本国憲法の基本的人権の内容を踏まえての考えとすること。
- 意識調査の結果を踏まえ、現状と課題にどう対処するか、その意気込みを含めること。
- 新たな人権課題等にも対応し得る内容を含めること。
- 人権施策において旧甚目寺町と他の2町の実施状況に格差があり、あま市全体で施策を推進して行く一体感あふれるような言葉にすること。
- 人権尊重について長年にわたり培ってきた旧甚目寺町の施策の継承。たとえば「人権尊重のまち」宣言の宣言文を取り入れること。
- すべての人々の人権が守られ、差別や偏見のない、明るく住みよい社会を実現すること。
- あま市らしさや想いを盛り込むこと（共創都市として共に考え、支え合いながら）

目的について

「目的」については、条例の制定目的や趣旨を規定するもので、人権尊重のまちづくりを推進するにあたり、市と市民及び事業者の責務と人権が尊重される社会の実現に寄与する趣旨を明確にする必要があると考えます。

目的については、次の事項を盛り込むことを提言します。

- 市・市民・事業者の各々の責務に関すること。
- 人権が尊重される社会の実現に寄与すること。

定義について

「定義」については、条例で用いられる重要な用語の意味を確定し、条例の正しい解釈・適用を行うために、説明する必要があると考えます。特に「市民」及び「事業者」については、人権尊重のまちづくりを担う主体であり重要な基本的事項であることから、対象を明確にしておく必要があります。

事業者を設けるにあたっては、雇用契約や職場環境及び外国人の就労など、職域においても人権尊重のまちづくりを一緒に取り組んでいただきたい思いから必要であると考えます。

定義については、次の2つの用語について定めることを提言します。

- 「市民」 市内に居住する者、市内に通勤、通学する者を対象とすること。
- 「事業者」 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体を対象とすること。

責務について

「責務」については、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条、第6条において地方公共団体及び国民の責務を定めています。

人権尊重のまちづくり社会の形成は、市の施策だけでは実現は不可能であり、市、市民及び事業者が相互に連携と協力をして取り組むことが大切であり、それぞれの責務について明確に規定する必要があると考えます。

具体的には、市民には互いの人権を尊重し、人権意識の高揚に努めること、事業者には雇用の現場において、人権尊重の社会的環境づくりに努めることです。

なお、「責務」という用語には、義務に近いイメージを感じ「役割」という用語を使う例もありますが、責務も役割もその意味に違いはなく、むしろ法律の用語と合わせておくほうが住民には分かりやすいと考えます。家庭、学校、職場、地域など、さまざまな立場において人権尊重のまちづくりが形成されるよう努めることが責務の内容であります。

責務については、次の事項を盛り込むことを提言します。

- 市は、行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立った施策の実施に努め、人権意識の高揚を図るための施策を実施すること。
- 市民は、互いの人権を尊重するとともに、人権意識の高揚に努めること。
- 市民及び事業者は国、県及び市が実施する人権施策に協力すること。
- 事業者は、人権尊重の社会環境づくりに努めること。

人権施策基本方針について

「人権施策基本方針」については、人権尊重のまちづくりに向け、必要な人権施策を効果的かつ総合的に推進するため、また、施策を今後どう展開していくのかという基本的な方向を示すために、あま市の実情などを把握した上で、定めておく必要があります。

なお、施策の進捗において人権施策基本方針は、人権施策の実施状況や、それに対する評価に加え、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

人権施策基本方針については、次の事項を盛り込むことを提言します。

- 基本理念に関すること。
- 人権教育や啓発により、人権に関する意識を高める事項を加えること。
- 旧甚目寺町で「わたしたちのまち甚目寺町の人権に関する行動計画」を実施してきた内容を踏まえて、人権に関する課題についての施策に関すること。
- 相談・支援体制の整備に関すること。
- 計画に基づいた施策やその成果について広く市民等が活用できるように公表すること。
- 事業を遂行する中で、社会情勢の変化等により、必要に応じて対処できる「見直し」の余地も必要なことからその内容を加えること。

調査等の実施について

「調査等の実施」については、市が人権施策基本方針を定めて人権施策を進めるにあたり、市民の人権意識の経年変化等を把握することが社会情勢に合った施策展開に繋がることから、意識調査等を実施する旨を定める必要があると考えます。

調査等の実施については、次の事項を盛り込むことを提言します。

- 事業を推進していく中で、市民の人権への関心度や人権意識の普及などに関する経年変化などを把握する手法として調査を実施すること。
- 調査の実施期間は、基本方針の見直しにあわせて調査を実施する必要があるため、臨時の要請にも対応できるようにするため、明記しない内容で表現すること。
- 調査については、意識調査ばかりでなく、簡易なアンケートなど有効かつ多岐に活用できる表現にすること。

推進体制の充実について

「推進体制の充実」については、市が、人権尊重のまちづくりに関する施策を効果的に推進するために、国、県及び人権に関する関係機関との連絡や調整等を図ることが重要であり、市の内部においても横断的な推進体制を設けることが大切であると考えます。

推進体制の充実については、次の事項を盛り込むことを提言します。

- 先例の既制定自治体のほとんどが「推進体制の充実」、「推進体制の整備」を規定しているので、あま市においても重要な事項であり加えること。

審議会の設置について

「審議会の設置」については、市長の諮問を受けて専門的な見識から人権尊重のまちづくりを進めるための組織が必要です。また、人権施策基本方針の策定や見直しに当たって、第三者の意見を聞いて民意を反映することが必要であると考えます。

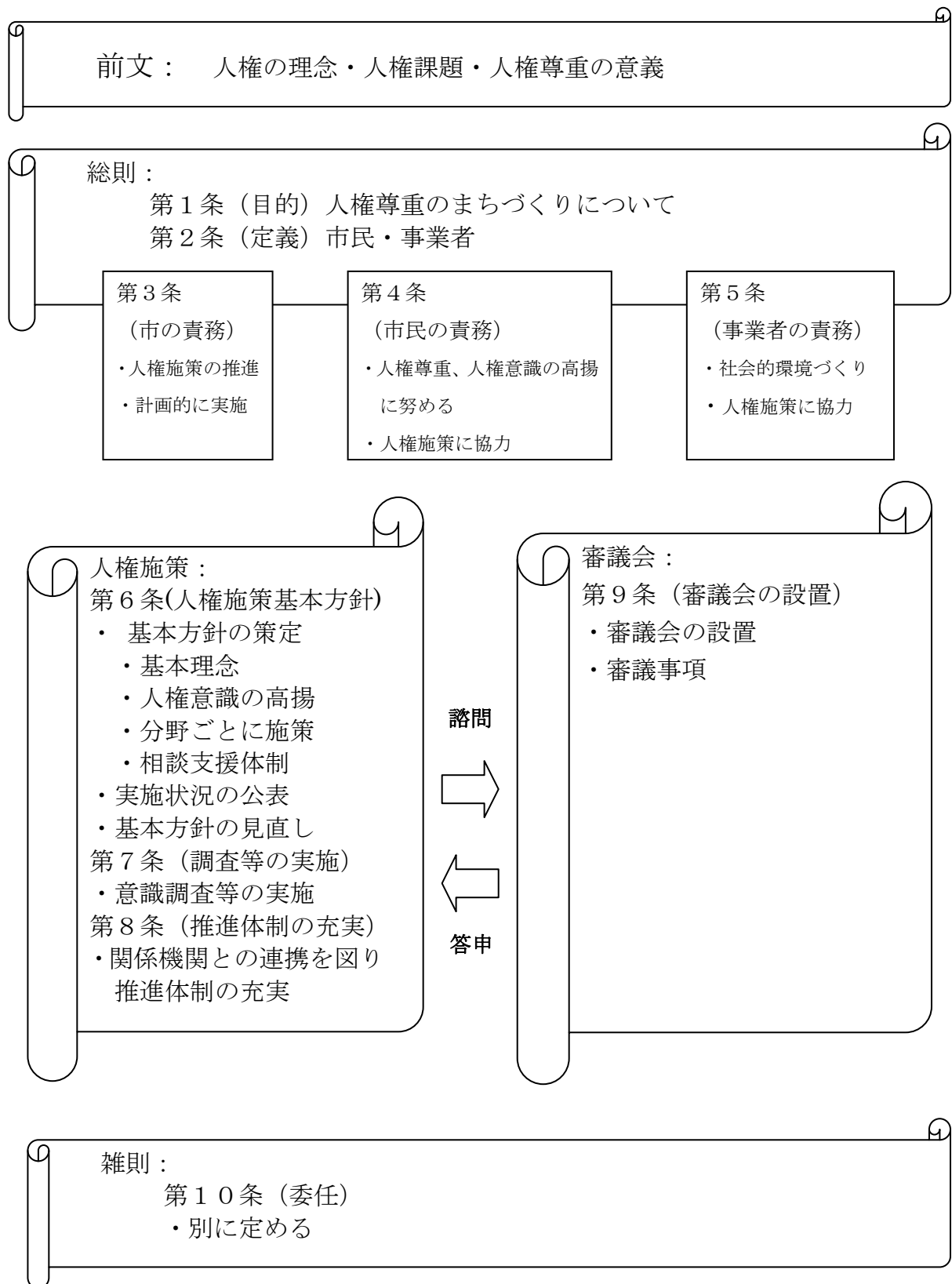
審議事項の範囲については、人権施策基本方針に関する事項及び、この条例の目的を達成するための重要事項を審議するものとします。

審議会の設置については、次の事項を盛り込むことを提言します。

- 人権施策基本方針に関する事項を調査審議すること。
- 本条例の目的を達成するための重要事項を審議すること。

(2) 条例の概念図

「あま市人権尊重のまちづくり条例」(仮称)の提言素案の概念図



(3) あま市人権尊重のまちづくり条例（仮称）素案

(前文)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等です。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されている、日本国憲法の理念とするところです。

しかし、今なお、人種、信条、性別、社会的身分又は門地等に起因する人権侵害が存在し、社会情勢の変化等により、人権にかかわる新たな課題も生じ、それらの解決に向けた積極的な取組みが求められています。

私たち一人ひとは、自らの人権意識を高め、差別や偏見のない、明るく住みよい社会を築いていかななくてはなりません。

よって、私たちあま市民は、共に考え、支え合いながら、お互いの人権を尊重し、思いやりの心にあふれた、自由かつ平等で公正な社会の実現を目指し、不断の努力を重ねていくことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市が推進する人権尊重のまちづくりに関し、市並びに市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する人権尊重のまちづくりに係る施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、すべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、市行政のあらゆる分野において人権施策を推進するとともに、人権意識の高揚を図るための施策を実施する責務を有する。

(市民の責務)

第4条 市民は、互いの人権を尊重するとともに、人権意識の高揚に努めるものとする。

- 2 市民は、人権施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に関し、人権尊重の社会環境づくりに努めるものとする。

- 2 事業者は、人権施策に協力するよう努めるものとする。

(人権施策基本方針)

第6条 市長は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権が尊重されるまちづくりの基本理念に関すること。
- (2) 人権意識の高揚を図るための施策に関すること。
- (3) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (4) 相談支援体制の整備に関すること。
- (5) その他人権施策を推進するために必要な事項

3 市長は、人権施策基本方針に関する施策の実施状況について、毎年度公表するものとする。

4 市長は、社会情勢の変化により必要が生じたときは、人権施策基本方針を見直すものとする。

(調査等の実施)

第7条 市は、人権施策を効果的に推進するため、必要に応じて意識調査等を実施し、市民の人権に対する意識や意見を把握するものとする。

(推進体制の充実)

第8条 市は、人権施策を効果的に実施するため、国、県及び関係機関との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会を設置)

第9条 市に、あま市人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、人権施策基本方針に関する事項その他この条例の目的を達成するための必要な事項について調査し、かつ、審議するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 参考資料

(1) あま市人権施策推進懇話会での意見

1. 全体を通して

- ・わかりやすい文章にしてほしい。
- ・人権は子どもたちに難しいと捉えられていますが、よりわかりやすくなるように、県下で、人権＝思いやりと捉えて、活動しているところが多いと思う。

2. 名称について

- ・「人権尊重」を名称に入れるほうが、趣旨がわかりやすいと思う。
- ・「思いやり」などの言葉を入れたほうがわかりやすく、あま市としての条例になると思う。

3. 前文について

- ・市民がともに取り組んでいくという想いを追加してほしい。
- ・基本方針の部分では、あま市の実態に即したものについて検討してもらいたい。
- ・前文の部分に、3町が合併して一丸となって取り組んでいこうという思いを盛り込みたい。
- ・一般的には、人権を守るという部分で満足しているところがあるが、守るというレベルから、大切にするというレベルまで高めたい。自分よりも、他人の人権を大切にするという姿勢に力点を置き、それが、信頼、助けあい、思いやりの心を感じ、人権尊重のまちづくりにつながっていくと思う。

4. 第1条について

- ・「事業者」を入れたほうが良いと思います。女性の参画や企業における外国人の雇用問題などを踏まえて、事業者の役割は大きいと思う。
- ・事業者を含めた、人権尊重の機会づくり、きっかけづくりとなる必要がある。

5. 第2、3、4、5条について

- ・「事業者」の範囲が不明確であり、「個人、法人又は団体」と団体を含める形ではどうか。
- ・市民の責務と事業者の責務に温度差があると思う。
- ・市民と事業者については、「責務」より「役割」の表現のほうがよい。

6. 第6、7、8、9、10条について

- ・総合的な相談窓口があって、そこから専門的な相談窓口につなぐ体制を検討してほしい。
- ・子どもと大人に対し、障がい者に対する理解を深める機会づくりを教育の中で現在していると思うが、さらに必要になると思う。

(2) あま市人権施策推進懇話会 検討経過

	開催日	議 題
第1回	平成23年 4月26日	・委嘱状伝達式 ・座長、座長職務代理者選出について ・懇話会のスケジュールについて 他
第2回	平成23年 6月30日	・市民ワークショップの報告について ・人権条例（素案）について 他
第3回	平成23年 8月 9日	・市民ワークショップの報告について ・人権条例（素案）について 他
第4回	平成23年10月 5日	・提言案について ・提言案のパブリックコメントの実施について 他
	平成23年11月17日	市長へ答申（提言）

(3) あま市人権施策推進懇話会 委員名簿

職名	氏 名	役 職
委員	猪 飼 治	あま市人権擁護委員
委員	太 田 織 江	愛知男女共同参画人材育成セミナー受講者
座長	鈴 木 正 夫	あま市情報公開・個人情報保護審議会委員
座長 職務代理	曾 我 和 子	あま市心身障害児者保護者会会長
委員	出 井 普 順	あま市人権擁護委員
委員	早 川 秀 子	あま市人権擁護委員
委員	本 田 照 清	あま市公平委員会委員長
委員	宮 崎 恭 明	あま市都市再生整備計画事業評価委員会委員
委員	村 上 千 代 子	あま市女性の会会長
座長 職務代理	吉 川 朝 博	あま市人権擁護委員

(五十音順 敬称略)